

平成 2 9 年

# 第 1 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 日

平成 2 9 年 3 月 2 7 日

忠 岡 町 議 会

平成29年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

平成29年3月27日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室理事	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	住民部次長	山田 昌之
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	柏原 憲一	教育部理事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数 12 名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前 10 時 00 分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 29 年第 1 回忠岡町議会定例会議事日程 (3 日目) について、ご報告申し上げます。

- |       |          |   |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 15 号 | 平成 29 年度忠岡町一般会計予算について                         |
|       | 議案第 16 号 | 平成 29 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について               |
|       | 議案第 17 号 | 平成 29 年度忠岡町介護保険特別会計予算について                     |
|       | 議案第 18 号 | 平成 29 年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について                  |
|       | 議案第 19 号 | 平成 29 年度忠岡町下水道事業特別会計予算について                    |
|       | 議案第 20 号 | 平成 29 年度忠岡町水道事業会計予算について<br>(一括予算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第 2 | 議案第 21 号 | 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について                         |
| 日程第 3 | 議案第 22 号 | 平成 28 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 7 号) について              |
| 日程第 4 | 意見書第 1 号 | 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出について                    |
| 日程第 5 | 意見書第 2 号 | 「夢洲・カジノ万博」誘致を白紙に戻し、再検討を求める意見書の提出について          |
| 日程第 6 |          | 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査について                      |
| 日程第 7 |          | 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査について                      |
| 日程第 8 |          | 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について                        |

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

日程第1、議案第15号 平成29年度忠岡町一般会計予算について、議案第16号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議案第17号 平成29年度忠岡町介護保険特別会計予算について、議案第18号 平成29年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第19号 平成29年度忠岡町下水道事業特別会計予算について、議案第20号 平成29年度忠岡町水道事業会計予算について、以上、6件一括して議題といたします。

本件は、去る3月1日第1回定例会において、予算審査特別委員会に付託、休会中の審査に付されました。

ただいまから、河野隆子委員長より、審査の結果報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野委員長。

予算審査特別委員会委員長（河野 隆子議員）

議長のお許しをいただきまして、ただいまから予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、平成29年3月1日開会の第1回定例会におきまして、本特別委員会に付託されました平成29年度忠岡町一般会計、各特別会計予算、水道事業会計予算についての審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は3月13日、14日、15日の3日間にわたり、議案説明のため町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計、企業会計について慎重に審査を行いました。

出席委員は、杉原健士委員、前田長市委員、三宅良矢委員、松井秀次委員、高迫千代司委員、私、河野と、オブザーバーとして和田善臣議長出席のもと審査を行いました。

各会計の予算高は、既に議員各位に配布されています予算書のとおりであります。

財政課より平成29年度の当初予算の特徴について説明がありました。

平成29年度一般会計当初予算（案）は、前年度当初比2.4%減の64億4,500万円になるとのことです。

この主たる要因は、シビックセンター整備事業債の一部、及び平成18年度発行の退職手当債などの償還が完了したことや、投資的経費において忠岡小学校空調等整備工事の完了に伴い、投資的経費が減少したことによるものであるとのことです。

平成29年度予算につきましては、厳しい財政状況であるが、産業の発展はもとより、

教育・子育て支援・福祉の充実したまちづくりに取り組みを初め、地域づくり、福祉の充実に取り組み、文教住宅都市の実現に向け、予算編成したとのことでもあります。

新年度予算に計上の新規事業の主なものとしては、健康マイレージ事業、赤ちゃんの駅整備事業、自転車用ヘルメット購入費補助金、高規格救急自動車整備事業、指定避難所防災機能強化事業などであるとのことでもあります。

また、今後10カ年の財政収支見通しでは、決算審査特別委員会で説明のあった昨年の9月時点で作成したものを、今回、29年3月で時点修正しており、主な見直しとしては、28年度の決算見込みにおいて、地方消費税交付金の減少等により下方修正しているとのことでもあります。そのことにより、28年度末の財政調整基金残高が1億3,000万円となるとの見通しで、このままではほぼ使い尽くしてしまうことから、財政運営上、実質赤字を回避するため現行の財政健全化策を延長し、新たにみらい計画を作成したとのことでもあります。

本計画に沿って健全化策を講じて、29年度は4,800万円、30年度は2,500万円、31年度は6,300万円と、この3年間は財政調整基金がほぼない状態で財政運営しなければならず、厳しい財政状況であるとの説明がありました。

各会計予算の説明後、各委員から熱心な質疑応答や、これからの町政運営に反映されるよう、意見、要望が出されていますので、審査の経過など詳しい内容につきましては、各会派にご配布しております委員会の記録をご参照願いたいと存じます。

松井秀次委員は、平成29年度一般会計、各特別会計、水道企業会計予算について、自民党の意見を申し上げます。

平成29年度の予算について、3日間にわたり十分審議させていただきました。地方消費税交付金等の一般財源収入が減となるなど、財源不足が見込まれることから、緊縮予算となっておりますが、選択と集中を心がけるとともに、新たに財政健全化策が盛り込まれた忠岡町みらい計画が確実に実行されることを期待しまして、各予算に賛成いたします。

次に、前田長市委員は、平成29年度一般会計、各特別会計、水道事業会計予算について、公明党の意見を申し上げます。

10カ年の財政収支見通しの中で、29年度、30年度が最も厳しく、大きな税収の増が見込めない中で、収支のかじ取りは大変に難しいかと思えます。あとは歳出の削減しかありません。職員の人件費の削減に取り組み、大変ご苦労さまです。また、電気の自由化で電気代の削減にも1,200万取り組みました。今後、各事業の委託料の削減にも取り組んでいただきたい。

クリーンセンターの広域化も本年度中にめどをつけていかなければならない。こども園の民営化も頑張ってもらいたい。31年4月開園のためにも29年度が大事である。待機児ゼロを目指し、女性が働きやすい環境をつくってあげることが大事である。それにより本町の財政も少しはよくなってくると思う。

まだまだ財政状況が厳しいところではございますが、町長初め職員の皆様が鋭意努力されることを期待いたしまして、本予算に賛成いたします。

次に、三宅良矢委員は、平成29年度一般会計、各特別会計、水道事業会計予算について、意見を申し上げます。

まずは本予算に賛成いたします。

乳幼児期の子どもについては、認定こども園整備を初めとした成長環境整備の向上を着実に進めていただきたい。

小中学校の子どもにつきましては、あすなろを初めとした学習環境の向上を順次拡大していただきたい。

福祉施策につきましては、介護保険の総合事業のように批判的になっているような施策について、また、医療保険とともに今後より状況が厳しくなる中において、前向きな地域の力を活用できる事業へと変えていけるように視野を広げ意見を募り、特に共助の動きに対しては有益な支援ができるように努力していただきたい。

まずは隗より始めよの精神で、節約・節電の徹底、及び定期的な委託料・使用料の見直しや交渉を行っていただきたい。

財政厳しい中ですが、改善が見込まれるまでは職員皆様心を一にして相互合信じ相和し職務に当たられるよう願います。

最後に、4期目という長期政権に身命をぶつけていただき、新たな力を育てていただけると願い、町長の指導力に期待いたします。

以上。

次に、杉原健士委員は、平成29年度一般会計、各特別会計、水道事業会計予算について意見を申し上げます。

新しいところでは、幼保一元化のことも出てきています。総括質疑では入札の話もありました。私も、指名委員会または入札の方法については、異論があるところではございます。

忠岡町の将来のために、住み続けたい街、住んでみたい街にするには、若者のニーズに合った街づくり、その中には医療費の中学生までの無償化、または待機児童ゼロなどコンパクトな街にしかできない施策をどんどん出して、近隣市町から「忠岡町でなければ」と言われるような町政運営を期待いたします。

平成29年度各予算に賛成いたします。

以上です。

次に、高迫千代司委員は、副委員長。忠岡町の2017年度の予算案について、日本共産党の議員団の意見を申し上げます。

2017年度の国家予算案の一般会計予算の総額は、2016年度当初に比べて0.8%増の97兆4,547億円で、5年連続で過去最大となりました。しかし、内容は

「アベノミクス」と「消費税頼み」路線の行き詰まりのしわ寄せを国民に押しつけるとともに、軍拡推進の道を暴走する、安倍内閣の強権的な姿勢を象徴する予算案となっています。

安倍政権のもとで、大企業の経常利益は1.5倍近くにふえ、内部留保は過去最高の386兆円に達し、株主への配当金は1.8倍近くにふえています。一方、パートを含めた全労働者の平均賃金は、安倍政権になってから、名目賃金が月額約2,000円しかふえておらず、物価上昇を差し引いた実質賃金は月1万5,000円も減っております。年収にすると18万円も減ったこととなります。安倍首相は、大企業がもうけを上げれば、いずれは家計に回ってくると言い続けてきましたが、史上最高の利益を上げる一方で、働く人たちの実質賃金は4年連続でマイナス、非正規社員はふえましたが、正社員は3年で23万人減り、経済の6割を占める家計の消費はマイナスが続き、家計には回ってきませんでした。アベノミクスによる不況に陥っています。

また、安倍首相は、「影響は一時的」として消費税率8%へ増税を強行しましたが、2年が経過しても消費が落ち込み、安倍首相も「予想以上に消費が落ち込み、長引いているのは事実」と見通しの誤りを認めています。

そして、「異次元の金融緩和」により、円安と株高が急速に進み、富裕層や大企業には巨額の富が転がり込みましたが、肝心の実体経済にはつながらず、国民には円安による物価高だけが押しつけられ、これらを見ても、アベノミクスの破綻は明瞭です。そのため、安倍首相は、ことし4月に予定していた消費税率の10%への引き上げを2019年まで2年半、延期せざるを得ませんでした。そのような中でも、戦争する国づくりに向けて、軍事費は「聖域」として、2年連続で5兆円を超え、3年連続で史上最高を更新しました。大企業応援のため、大型公共事業予算が増加し、リニア新幹線に財政投融资の追加資金、大企業への減税は、2年連続の法人税の税率引き下げ、復興特別法人税の廃止とあわせ4兆円もの減税が引き続き行われ、研究開発減税など、大企業優遇税制が温存されています。

苦しい財政事情の中でも軍事費を突出させ、大企業応援を続けるこのしわ寄せで、社会保障を初めとした国民生活向けの予算が圧迫されています。安倍内閣の「骨太方針」に基づき、社会保障予算の「自然増」を毎年5,000億円程度に抑えられ、新年度の予算では1,400億円もの削減が行われました。そのため、後期高齢者医療の低所得者への保険料軽減措置が縮小され、保険料の負担増や、高齢者の医療費と介護保険利用料の自己負担限度額の引き上げなどが行われます。また、年金や児童扶養手当、被爆者手当の0.1%引き下げ、70歳から74歳の医療費窓口負担の2割負担が73歳まで拡大されます。消費税増税の増収分14兆円のうち、2.8兆円を社会保障の充実にあててきましたが、既存の社会保障予算の置きかえ、振りかえだけにすぎません。

地方財政への影響は、地方税と地方譲与税の増額を見込んでいるため、地方交付税と実

質的な地方交付税である臨時財政対策債の合計は1, 133億円の減額となりました。地方交付税制度では、制度をゆがめる2つのことが持ち込まれ、1兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」では、「成果」による算定が持ち込まれました。もう一つは、昨年度から導入された「トップランナー方式」で、交付税額の算定には標準的な経費水準をもとに算定すべきですが、少ない経費で事業を行っている自治体、トップランナーの経費水準で算定するというもので、これは地方交付税削減が狙いであります。自治体間の格差を是正し、全ての自治体が標準的なサービスが行えるようにする地方交付税制度に戻すべきであります。

このような状況下で組まれました本町予算案を見てまいりますと、財政調整基金を全て取り崩しても、なお財源不足となっています。ご苦勞のほどはよくわかります。

しかし、国による社会保障の切り下げは住民に大きな影響を及ぼし、この先も負担増を求め続けます。地方の財源である地方交付税にトップランナー方式や成果主義を持ち込み、削減まで図っていることも承知をいたしております。

本来であれば、忠岡町は住民の暮らしを守る地方自治体の役割を發揮すべきときだと思われませんが、国の誘導と悪い制度のもと、忠岡保育所と忠岡幼稚園が民営化のこども園にされようとしています。しかし、4月から民営化に走るのではなく、住民のコンセンサスを得る、議会にもちゃんとした説明をする、そうした努力をしていただきたいと思いません。和田町長さんは13年前に住民運動から誕生された方であるだけに、住民の声を大事にと強く願っております。

また、保育所の待機児ゼロのために緊急に正職員の採用で対応していただき、忠岡は待機児はゼロだと、こういうこれまで続けてきた施策を守っていただきたいと思いません。

98. 9%の高い入札は、最低制限価格の事前公表などで直ちに改善され、談合防止策を講じられることを求めます。

委託料の見直しも常に取り組み、行政の無駄はないのか、点検をしていただきたい。

個人情報の漏えいやプライバシー侵害の個人番号は広げないでいただきたい。

子育て支援に大事な医療費助成の年齢を最低中学校卒業まで引き上げられること、また高い上下水道使用料や国保・介護保険料を引き下げていただきたい。

このような問題の解決を求めますが、新年度の予算として、遅きになった感がありますが、新電力の導入で電気代を引き下げることや、東忠岡小学校の教室にエアコンを設置して、2学期から子どもたちが使えるようにされること、両小学校体育館の非構造部材の耐震化の工事、文化会館の防災・非構造部材の耐震化が図られ、就学援助金では入学準備金の前倒し支給にも取り組まれます。ブックスタートにも取り組まれることも明らかになりました。

また、あすなる塾の中学校への拡充や災害時の食糧の備蓄、中小企業の融資の利子補給制度、英語教育の推進や漁業の振興、子どもの安全活動などにも取り組まれています。

以上の点を考慮して、2017年度予算案には賛成をいたします。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会といたしましては、討論を終結し、採決を行ったところ、平成29年度忠岡町一般会計補正予算、各特別会計予算、及び水道事業会計予算については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたので、ご報告いたします。

最後に、今回の審査に当たっては、3日間多岐にわたり質疑が展開され、強い要望、厳しい指摘も多く出されました。今後、理事者におかれましては、指摘事項等を踏まえ引き続き財政健全化に向けてより一層取り組みを強められるとともに、住民サービスの向上にも鋭意努力を傾注されますことをあわせて強く要望いたしまして、予算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

平成29年3月27日、予算審査特別委員会委員長、河野隆子。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

報告は、以上のとおりです。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第15号 平成29年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第20号 平成29年度忠岡町水道事業会計予算についてまで、一括して採決いたします。

委員長の報告のとおり、これを可とすることに決しまして、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、議案第15号 平成29年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第20号 平成29年度忠岡町水道事業会計予算についてまでの6件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 議案第21号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第21号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の上限を引き上げることにより、当該対象世帯を拡充するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第3 議案第22号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

事務局長より議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第22号、平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第7号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、財源更正を行うものであります。

歳入につきましては、第19款 諸収入で、雑収入350万円を減額、第20款 町債で、清掃施設整備事業債350万円を計上、歳出につきましては、第4款 衛生費で、財源更正を行うものであります。

次に、繰越明許費であります。個人番号カード交付事業135万4,000円、町立小学校屋内運動場非構造部材耐震事業4,457万円、東忠岡小学校空調等整備事業1億1,121万5,000円、スポーツセンター民間資金等活用事業導入可能性調査業務委託料2,000万円について、年度内に完了を見ないため、それぞれ翌年度に繰り越しをするものであります。

次に、地方債の補正につきましては、清掃施設整備事業債において限度額を1,710万円に変更するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第7号)について採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第4 意見書第1号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

局長。

議会事務局(阿児 英夫局長)

意見書第1号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、給付型奨学金制度の創設等を求める意見書を提出す

る。

平成29年3月27日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者                    "           是枝 綾子

                              "           河野 隆子

### 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書（案）

大学の学費の高騰と家計収入の減少により、奨学金を利用している学生が半数を超えるようになり、卒業しても、不安定な雇用で十分な収入が得られず、奨学金を「返したくても返せない」人たちが増加している。

社会人としてのスタートラインから数百万円の借金を背負うのは、大変な重荷となる。借金苦を避けるため、学びたくても進学を諦めざるを得ない子どもも後を絶たない。長期に及ぶ返済の負担は、若者に結婚や子どもを持つことをも、ためらわせる要因にもなっている。若者ばかりではなく、子どもの奨学金返済の肩代わりで老後の生活資金を失う親も増えており、世代を超えた社会問題になっている。

貧困の連鎖を絶ち、教育の機会均等を実現するとともに、少子化・人口減少に歯止めをかけて持続可能な社会にするためにも、奨学金問題の早急な改善が必要とされる。諸外国と比べてみても、日本は高等教育に対する公的支出がOECD諸国の中で最低の水準にあり、大学の授業料が有償で国による給付型の奨学金制度がないのは日本だけである。家計による教育費の負担は限界に達しており、将来を担う若者の学びと成長を社会で支えていく仕組みをつくっていくことが求められている。

以上、下記事項の実現を強く求める。

#### 記

- 1 速やかに大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設し、将来に向けて拡充していくこと。給付額については国立、公立、私立などの違いに配慮すること。
- 2 貸与型奨学金にあつては、有利子から無利子への流れを加速し、無利子奨学金を大幅に拡充していくこと。無利子奨学金を受ける資格がありながら、予算不足のため受けられない学生を速やかに解消すること。
- 3 大学等の学費の引下げや授業料減免の拡充等の政策を実行していくこと。
- 4 奨学金の制度設計や意志決定・運営に当事者、利用者などの参画を図るとともに、情報公開を徹底していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年3月27日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

提案者にかわり、本意見書案について趣旨説明をいたします。

日本は、世界的に見て大学が高学費でありながら、給付制の奨学金がない特異な国となっております。学生の 2 人に 1 人が卒業時に奨学金返済のため、平均 3 0 0 万円もの借金を背負い、社会人として出発しなければならない事態となっております。卒業後、返済が困難に陥ったり、返済のために結婚や出産をためらったりする若者もいます。返済への不安から奨学金の利用を控えたりし、学生の 3 人に 1 人は、アルバイトなしには学生生活が送れないという厳しい現状です。そのため、返済不要の給付型の奨学金を求める世論が高まっています。

高校や大学の学費無料を目指すという国際人権規約の条項を承認していない国は、世界 1 5 7 カ国のうち、2 0 1 1 年時点で日本、ルワンダ、マダガスカルの 3 カ国だけです。高い学費だけでなく、世界協力機構（O E C D）諸国では、アメリカでは 3 5 %、学費無償のドイツでは 2 7 %、フランスでは 3 5 % の学生が給付制の奨学金を受けています。日本と同様に高学費の韓国では、2 0 1 1 年に給付制度が創設され、学生の 3 6 % に当たる 1 3 0 万人に広がっています。

給付制奨学金、この制度の創設に消極的だった政府も、国民の声に押され、やっと給付型奨学金制度の創設に動き出しました。対象は、住民税非課税世帯に限定され、1 学年で 2 万人を見込んでおりますが、これは、進学者数のわずか 2 % にすぎません。成績が悪くなれば返済もあり得るというもので、「給付」の名に値するののかという批判も上がっております。

政府の考えている給付の金額は、国公立大学自宅生が 2 万円、国公立大学自宅外生徒、私立大学自宅生が 3 万円、私立大学自宅外生が 4 万円です。ただし、国立大学で授業料免除を受けている学生は減額もあり得るとしてしています。これとは別に、児童養護施設出身者など社会的養護を必要とする学生には、入学金として 2 4 万円が入学時に給付されるというものであります。

本格実施は、2 0 1 8 年度からで、2 0 1 7 年度は、児童養護施設出身者や私立大学の自宅外生を中心に 2, 8 0 0 人程度という少ない対象人数です。

しかし、問題は、給付額や対象者が少な過ぎることに加え、財源であります。財源を大学院生の奨学金返済免除制度の縮小と奨学金借入額の制限で賄おうとしていること

など、到底十分なものとは言えません。本当の給付型奨学金制度の実現への改善が求められます。

無利子奨学金については、低所得者世帯の学生の成績基準が撤廃することで、4万4,000人ふえることとなりますが、財源が問題で、一般会計での対応が8,000人分で、残り3万6,000人分は財政投融资での対応となっています。

有利子奨学金の貸与者人数は81万5,000人が見込まれていますが、全て無利子にすることが求められます。

このようにまだまだ、給付型の奨学金制度はできるとはいえ、大変不十分な中身でありますので、内容を大きく改善させていくということが必要であります。

また、私がこの意見書の趣旨説明を行っている、議員提案となっているという、このようなことになったのは、議会運営委員会で、他会派の委員が賛成をしていただけないということでありましたので、議員提案となっております。

その賛成できないという理由が大変心ない発言でありましたので、一部紹介させていただきたいと思います。そして、忠岡の若い方々に、こういう意見が出ているということを知っていただきたいと思い、今から発表させていただきます。

ある会派の方は「何でもかんでも給付にするのはナンセンスだ。18歳選挙権になって選挙にも行かない人がいる。そっちをちゃんとしてから言うべきだ」という、およそ筋違いの意見を言われておられました。

また、ある会派の委員の方は「消費税は日本は低い。消費税を上げたらいいんだ」という方もいました。

また、ある会派の方は「消費税を上げたらこの意見書に賛成してあげる」とも言いました。

しかし、消費税は、日本は消費税率だけを見れば確かに諸外国、ヨーロッパと比べれば低いという数字になってはいますが、諸外国のほうは食料品や生活必需品については税率はそんなに、日本ほど高くないところも多いです。

また、日本は大企業の社会保障に対する負担の比率が諸外国に比べて低いということがあります。それは法人税の税率が年々引き下がってきていることや、大企業優遇税制などによって大企業に税の負担が少ないということによってなっているからであります。内部留保が大企業は386兆円にも達しており、貧富の格差がこれだけ広がっているにもかかわらずこのようになっているのは、税の再配分の機能が日本は機能していないのではないかと。やはり所得のある者が税を負担する。所得のない者からも一律に税を取るような消費税というものに、福祉や社会保障や教育費といった、そういった必要としている人たちに、所得の低い人たちに税負担を押しつけるという消費税に財源を求めるというのは間違っていると思います。消費税は逆進性の高いものでありますので、福祉教育の財源にはふさわしくないと考えます。負担能力のある大企業や富裕層に財源を求めるべきだと思います。

また、ある会派の方は「今の学生の方は考え方が甘い」と。自分の意志次第だということで、努力を求めるといふようなことをおっしゃっておられました。やはりこういった意見が出てくるといふこと自体が、私はちょっと信じられなかったのです。政府としてもこれは何とかしないといけないといふことで、国民世論に押され、また世界の状況から見ても、日本は大変おくれた制度であるといふことが曲がりなりにも認識がされたといふことでこういう制度ができたのですから、この制度をよくしていこう、忠岡の住民の方の、また忠岡の若い人たちの将来をやっぱり応援していこうといふ、そういう議会であってほしいといふふうに私は思いました。

ということで今回、ちょっとこういう意見があったといふことはご紹介させていただきます。こういったことについてもやはり住民の方々によく知っていただいて、住民の声をきちんと国会に、国のほうに、政府に上げていくといふ意見書という役割があるのですから、そういう声を上げていただきたいと思ひます。

以上、趣旨説明とさせていただきますが、議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより意見書第1号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出について、原

案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第1号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出について、賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長 (和田 善臣議員)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第5 意見書第2号 「夢洲・カジノ万博」誘致を白紙に戻し、再検討を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

意見書第2号 「夢洲・カジノ万博」誘致を白紙に戻し、再検討を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、「夢洲・カジノ万博」誘致を白紙に戻し、再検討を求める意見書を提出する。

平成29年3月27日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 // 是枝 綾子

// // 河野 隆子

「夢洲・カジノ万博」誘致を白紙に戻し、再検討を求める意見書 (案)

大阪府・市は、大阪の成長戦略として平成37(2025)年に夢洲に「万博」とともに「IR(総合リゾート)＝カジノ」をセットで誘致しようとしている。「カジノ」は刑法が禁じる犯罪・賭博そのものである。日本では、すでに536万人がギャンブル依存症と言われている。

「夢洲・カジノ万博」の誘致がもたらすものは、経済効果どころかギャンブル依存症の拡大や不法集団の暗躍などで、万博が掲げるテーマである「人類の進歩・展望」とも、松井知事らが掲げる「健康・長寿」とも相いれないものである。また、誘致による建設費、関連事業費など積算根拠が明瞭にされておらず、巨大開発で財政負担を大阪府・市民に強いることが懸念される。ましてや、近い将来「南海トラフ地震」が確実に叫ばれているもとで、「夢洲・カジノ万博」によって人口を集中させることはあまりにも無謀である。

読売の世論調査でも「万博会場の近くにカジノを含む総合リゾートを誘致すること」への賛否を問うと、「反対」が過半数の52%で、「賛成」を20ポイント近く上回っている。

「夢洲・カジノ万博」誘致について府民の合意はない。大阪府・市は「夢洲・カジノ万博」誘致を白紙に戻し、再検討をするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月27日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

提出者にかわり趣旨説明をさせていただきます。

昨年11月4日に大阪府議会が議決した「2025年日本万国博覧会」の大阪誘致、府の「基本構想（案）」を見ると、夢洲に「IR用地」（カジノ）と「博覧会会場」をつくらせています。しかし、賭博場を万国博覧会の目玉にすることほど恥ずかしいことはありません。

万博「基本構想」では、「健康・長寿」がテーマで、「世界中のあらゆる年齢の全ての人々が、健康に係るさまざまな課題を克服し、よりよい生活を送るための方策を大阪から世界に向けて発信する」というのですから、賭博と両立しようがありません。

しかし、大阪府の新年度案の特徴は、何といたっても昨年末に安倍政権と維新の会が強行したカジノと大型開発です。カジノには構想（素案）づくりと府内10カ所の説明会等の予算を組んでいます。しかし、カジノは実施法さえまだできていません。

松井知事は、今から準備しないと夢洲が指名されないと言いますが、刑法違反のものを推進室までつくって進めるのは異常です。

松井知事らが進める「夢洲万博」には、次の3つの大問題があります。

その第1は、松井知事らが万博とともにIR＝カジノをセットで夢洲に誘致し、これを大阪の成長戦略の切り札にしようとしていることです。

カジノは刑法で禁じられる賭博です。また、成長戦略どころか、ギャンブルが何の財を生み出すものではないことは明瞭です。それがもたらすのはギャンブル依存症の拡大、不法団体の暗躍、まともな産業・経済の衰退などであり、「人類の進歩・展望」とも、松井知事らが掲げる「健康・長寿」のテーマとも相いれないものであります。

第2は、万博を大阪湾の埋め立て途中の人工島、夢洲で開催することによって、この地で破綻した巨大開発をまたぞろもくろんでいることです。

大阪湾の夢洲、咲洲、舞洲でのゼネコン浪費型巨大開発事業など、関西財界を先頭にして進めてきた大阪湾ベイエリア開発計画は、この間大きな破綻を来しました。かつてこれらを推進してきた諸勢力も、その政策の失敗を認めています。大阪湾ベイエリア開発計画破綻の真剣な検証と総括なしに、過大見積もりを重ねても、それはいつか来た破綻の道の二の舞になるだけであります。

まして、近い将来、南海トラフ地震は確実と呼ばれているもとの、大地震・大津波に耐えられない夢洲に半年にわたって人を集中させようという計画は、あまりにも無謀と言わなくてはなりません。

第3は、夢洲万博が巨大な財政負担を大阪府と大阪市、庶民に強いることへの懸念です。

大阪府の基本構想案によれば、会場建設費は1,200億円から1,300億円、運営費は690億円から740億円などとし、会場建設費は国と自治体、関西財界が3分の1ずつ負担するといっています。これ以外に万博会場に不可欠な用地や鉄道等を整備する関連事業費が730億円とされています。これらは大阪府・市にとって巨額の負担となります。加えて、入場料収入を3,000万人と見込むなど、現実に可能な積算根拠は明瞭にされておらず、東京オリンピック同様に、事業計画を明らかにするごとに膨れ上がる懸念があります。また、建設費の負担について、民間企業で支出に前向きなのは18%となっており、ツケが大阪府・市・府民・市民に回される危険もはらんでいます。

そして、「夢洲・カジノ万博」誘致に反対する最大の私たちの理由は、この法案が刑法で禁じられた犯罪行為である賭博を日本の歴史上初めて民営賭博という形で合法化しようというものであるからであります。なぜ賭博が刑法で禁じられてきたのか。法務省の説明によれば、その理由は、賭博は人々を依存症に陥れ、仕事を怠けさせ、かけるお金欲しさに窃盗や横領などの犯罪まで誘発してしまう。また、賭博が横行すればまともな経済活動も阻害されるからとしております。

賭博は、歴史的に多くの事件やたくさんの人々の不幸を招いてまいりました。それは、対策をとれば防げるというような類いの問題ではなく、行為そのものを禁じるしかない、そういう立法事実があったからこそ禁止されてきたのであります。解禁してから対策をと

ればいいというような軽い問題ではないということを認識すべきであります。

実際、賭博を解禁しておいてギャンブル依存症をふやさない方法など、どこにもありません。カジノを解禁している世界のどこの国を見ても、あるのは依存症になった後の事後処置だけ、カウンセリングや病院での治療だけであります。

そこで、韓国には、韓国人が入れる江原（カンウォン）ランドがあります。ここはホテル、ゴルフ場、スキー場も併設しているIR。しかし、統合型リゾートと言ってもごまかして、収益の9割はカジノだそうですから、カジノなしにIRは成り立ちません。

韓国には、国が設置している賭博中毒管理センターと、江原ランドが設置している賭博中毒センターがあります。

江原ランドは、平日は平均6,000人、週末になると約1万人が訪れるそうで、その95%が国内客、多くがソウルから何時間もかけてやってきます。

こうした環境の中で生み出されるカジノ賭博中毒の罹患率は、韓国にもある競馬や競輪などのほかの賭博よりも高く、59.2%、10人に6人とされております。

カジノは、かけた結果が短時間で出るため負ける金額も大きい。韓国のカジノ「江原ランド」は午前10時から翌朝午前6時まで営業して、施設内に設置された賭博中毒管理センターに相談に来る人は、カジノ来場者数（年間50～60万人）のうち相談に来るのはわずか2%にとどまっているというふうに同センターの事務長は言っています。「どんな有効な施策をとっても完全にギャンブル依存症をなくすことはできなかった」ということも言っています。

このことから、ギャンブル依存症は完治しない病気であり、経済対策や、雇用がふえるとありますが、ふえた雇用の何倍もの人生が台無しにされることを忘れてはなりません。

大体、IRの目的は本当に観光立国でしょうか。カジノによって高齢者のたんす預金など、世の中に出にくいお金が回り始めることが期待される、カジノはギャンブラーだけを相手にしては経営が安定しない、一定の所得と貯蓄を持つ中間層がいる日本の大都市圏が魅力ある市場、マーケットだ、そう言い放ちました。つまり、ターゲットは外国人観光客ではなく、お年寄りを含む日本人の貯蓄、金融資産だということでもあります。

賭博は歴史的にも多くの事件や人々の不幸を招いてまいりました。カジノを解禁しておいて依存症をふやさない対策、これはさきにも申しましたようにどこにもありません。依存症をふやさない唯一の方法は、カジノ、賭博そのものを解禁しないことでもあります。

このことから、この大阪府・市が進めます「夢洲・カジノ万博」の誘致、このことについて白紙に戻すこと、この意見書案に皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより意見書第2号 「夢洲・カジノ万博」誘致を白紙に戻し、再検討を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第2号 「夢洲・カジノ万博」誘致を白紙に戻し、再検討を求める意見書の提出について、賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長 (和田 善臣議員)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第6 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

総務事業常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務事業常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。よって、総務事業常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第7 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

福祉文教常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。福祉文教常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。よって、福祉文教常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

本定例会に付された事件は、すべて議了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

提案させていただきました議案につきましては、慎重にご審議をいただき、ご賛同を賜りありがとうございました。

ところで、今日、こども園を民営化することを考える本町であります。町外では、例えば姫路市において、早くも来る4月1日から経営を取り消すニュースが話題となっております。また、豊中市では不可解なニュースが広がっております。国からの土地払い下げが進む小学校の開設ができず、申請取り下げに追い込まれている事象がセンセーショナルに報じておられます。

このニュースの動きを参考に、本町は取り組みたいと思っております。これから深まるこども園の民営化に、住民の皆様の理解を得、議会の皆様にも承認をいただくため努力し、皆様方と研究をしてみたいと思いますので、お力をお借りしたいと、このように思っております。

今年度もお世話になりました。来年度もよろしくご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。

いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上をもちまして、平成29年第1回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでした。

（「午前11時02分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成29年3月27日

忠岡町議会議長 和田 善 臣

忠岡町議会議員 北 村 孝

忠岡町議会議員 是 枝 綾 子